

名古屋港管理組合 完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 令和8年4月改定 新旧対照表

新 (R8.4)	旧 (R7.10)
<p>(対象工事)</p> <p>第3条 名古屋港管理組合の発注する工事を対象とし、単価適用日が令和8年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は本実施要領を適用しない。また、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>(1) 著しく現場施工期間が短い工事</p> <p>(2) 通年維持工事や緊急の応急復旧工事</p> <p>(3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年10月16日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3条 名古屋港管理組合の発注する<u>競争入札に付す</u>工事を対象とし、単価適用日が令和7年<u>10月1日</u>以降の全ての工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は本実施要領を適用しない。また、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>(1) 著しく現場施工期間が短い工事</p> <p>(2) 通年維持工事や緊急の応急復旧工事</p> <p>(3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年10月16日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年10月1日から施行する。</p>